

公共交通とシェアサイクル

国土交通省 都市局 街路交通施設課

令和6年3月

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

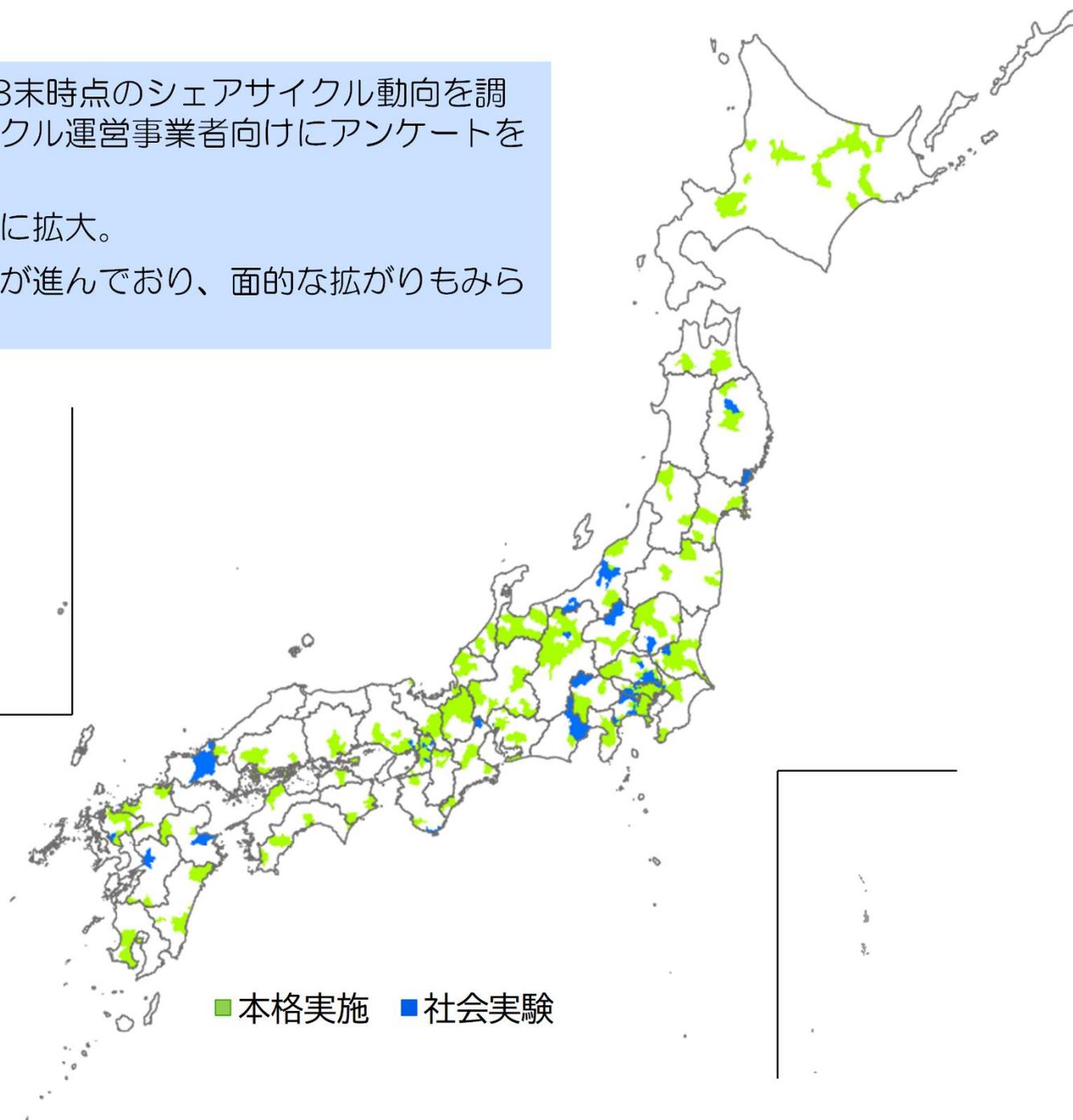
1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

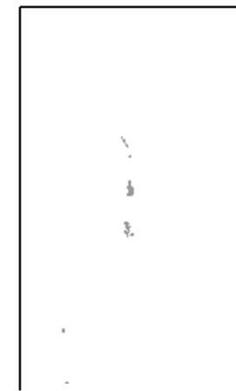
3. シェアサイクルに関する支援制度

(1)シェアサイクル実施状況

- 国土交通省街路交通施設課がR5.3末時点のシェアサイクル動向を調査するため、自治体とシェアサイクル運営事業者向けにアンケートを実施し、集計。
- シェアサイクルの実施都市は全国に拡大。
- 社会実験を含め多くの地域で導入が進んでおり、面的な拡がりもみられる。

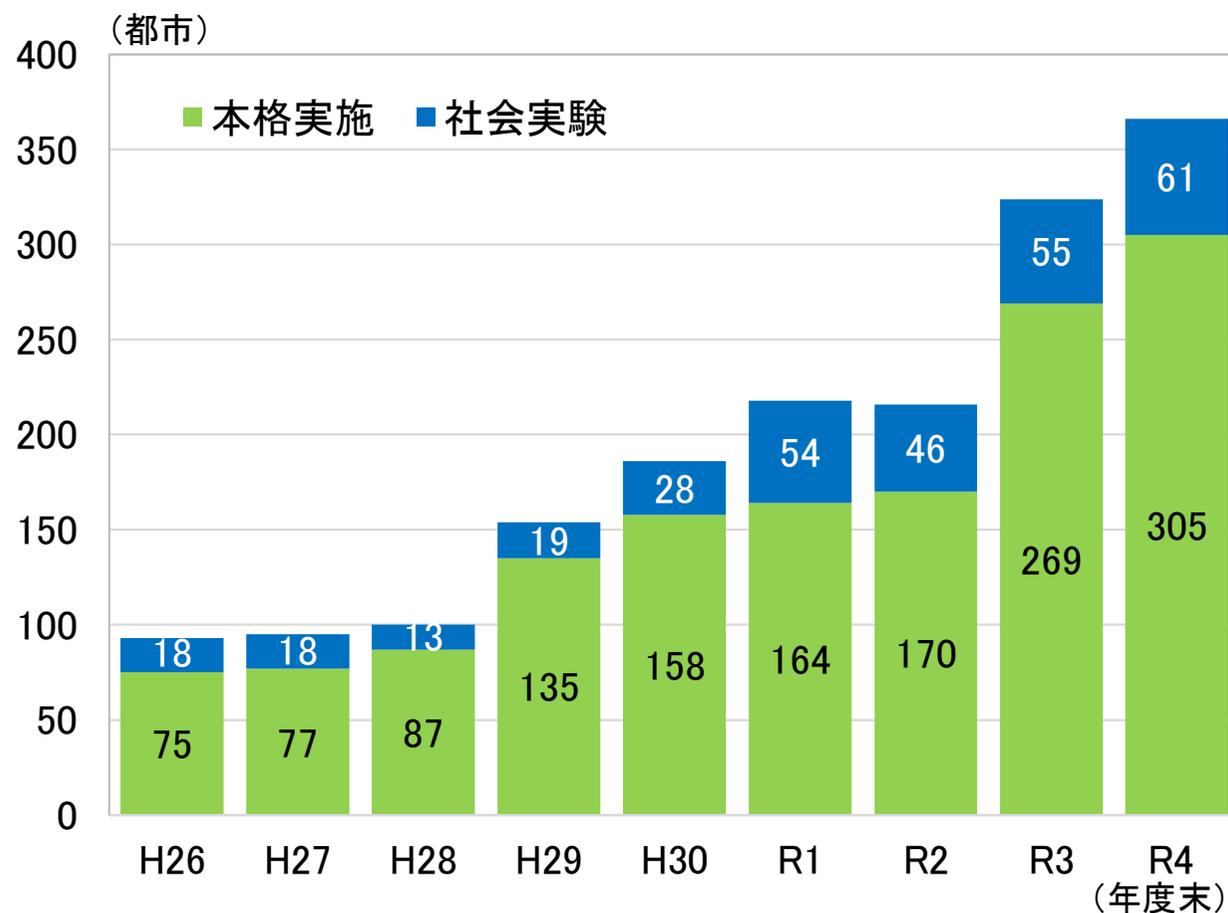


※令和5年3月末時点
※国土交通省アンケートに本格実施・社会実験実施と回答のあった都市および国土交通省調べにより実施が確認された都市



(2)シェアサイクル実施都市数の推移

➤ シェアサイクルの本格導入都市数は令和4年度末時点で305都市。



【シェアサイクルの検討中の都市数】

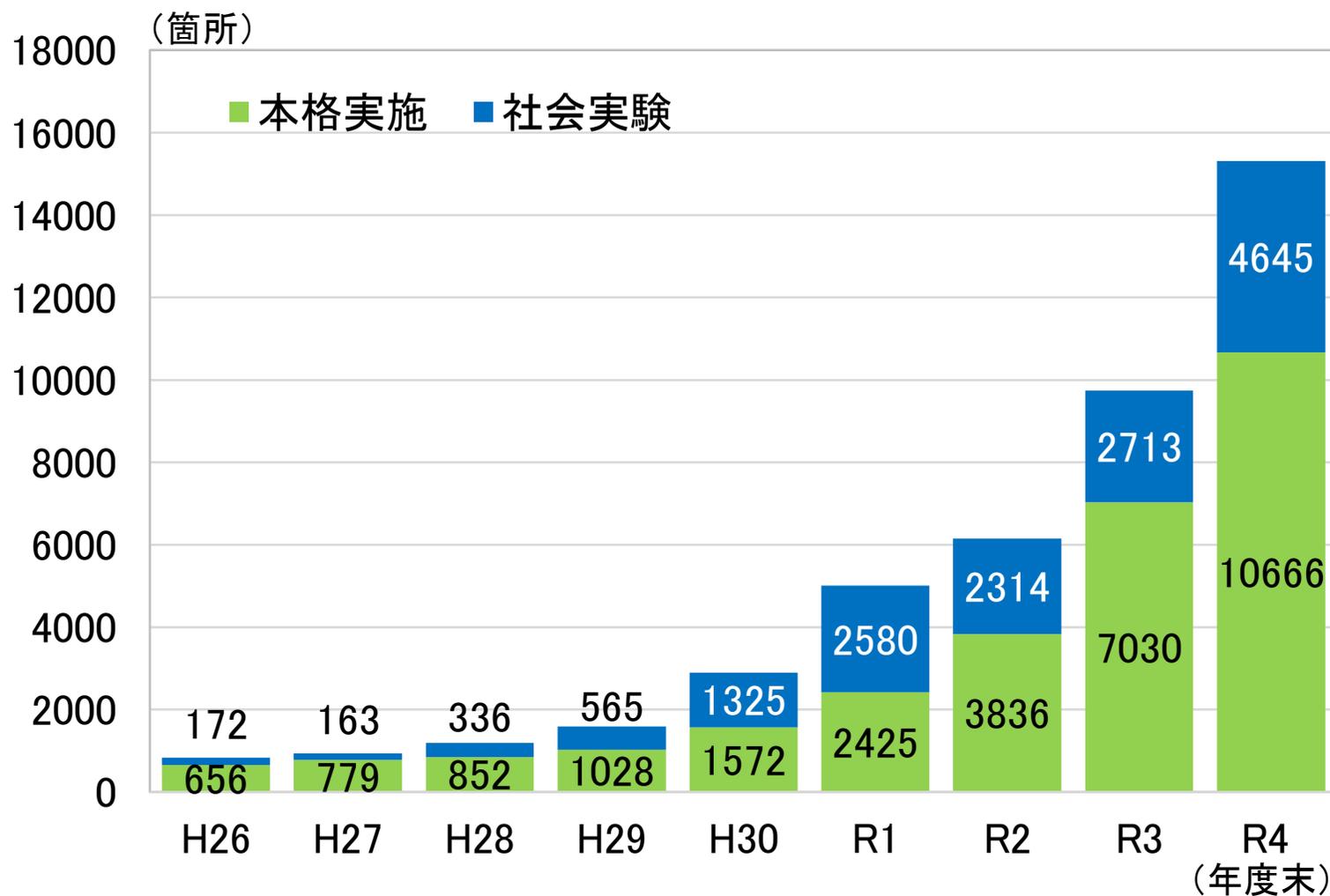
・検討中の都市数 397都市

※国土交通省アンケートに本格実施、社会実験実施と回答のあった都市および国土交通省調べにより実施が確認された都市の集計

(3) ポート数の推移

▶ ポート数は年々増加している。

【ポート設置数の推移】



※国土交通省アンケートに本格実施、社会実験実施と回答のあった都市
および国土交通省調べにより実施が確認された都市の集計

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

(1) 地域公共交通計画での位置づけ等

- 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画にシェアサイクルが位置付けられている例がみられる。
- 埼玉県朝霞市では、シェアサイクルを「不特定多数の者の移動手段という特性を有する」として「公共性を有する交通手段」と位置づけており、駅やバス停付近に計画的にサイクルポートを配置することを地域公共交通計画に位置付けている。
- また、自治体と事業者の間で実証実験のための協定を結び、自治体所有の公共用地をシェアサイクルポート用に活用したり、占用料の減免を行う等の例もみられる。

■埼玉県朝霞市の事例

【計画目標 I】 だれもが快適に移動できる地域公共交通体系の実現

方向性⑤ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供

■施策の概要

- 平成 30 年に閣議決定された「自転車活用推進計画」では、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成のため、シェアサイクルの普及を図ることとしている。シェアサイクルは、個人所有の自転車とは異なり不特定多数の者の移動手段という特性を有していることから公共性を有する交通手段として考えられ、地域公共交通計画との連携もうたわれている。
- 2019 年 1 月 25 日よりシェアサイクルの実証実験を開始し、シェアサイクルは幹線的な機能を担う鉄道や路線バス等を補完する手軽な移動手段として認知されてきている。
- 駅やバス停付近、主要な生活施設、また公共交通空白地区内に計画的にサイクルポートを配置することで、移動手段の選択肢が拡充されることから、サイクルポートの設置の検討を継続的に実施する。
- 市民ニーズやポートの配置状況などを勘案し、ポートの設置に努める。

■事業効果

- 市民や来訪者が手軽に利用できる交通手段として、回遊性の向上やファースト/ラストワンマイルの移動しやすさの向上が期待される。
- 地域間の移動しやすさの向上に寄与する。
- 公共交通空白地区内の移動の利便性の向上に寄与する。
- コロナ禍による新しい生活様式として、「三密」を避けられる交通手段として期待される。
- 環境への負荷軽減や、放置自転車の防止などにも寄与する。

■具体的な施策

施策⑤-1 サイクルポート設置

施策⑤-2 サイクル&バスライドの推進

施策⑤-1 サイクルポート設置

(事業主体：朝霞市、シェアサイクル関係事業者)

- 駅やバス停付近、主要な生活施設、また公共交通空白地区内に計画的にサイクルポートを配置することで、移動手段の選択肢が拡充されることから、サイクルポートの設置の検討を継続的に実施する。
- サイクルポート数の増加により、シェアサイクルの利便性が向上し、貸出・返却回数が増加しており、引き続きサイクルポートの増設を検討する。
- 近隣市の志木市や和光市においても、シェアサイクルの実証実験を開始した他、その他の県内市町村においてもシェアサイクルを推進しており、これにより地域間の移動や回遊性が向上する。

▼公共交通空白地区内のサイクルポート



事業主体	実施内容
朝霞市	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルポートの設置要望（公共交通空白地区内や主要な施設付近、最寄り路線バス付近等） ・利用案内の実施（主に高齢者向け）
シェアサイクル関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・サイクルポートの設置、維持・管理 ・利用状況等の解析 ・設置依頼や用地提供等の地元との交渉

(2) GBFSによる経路検索サービスへの表示

- ▶ シェアモビリティの台数やポートの情報に関する共通フォーマットである「GBFS」(General Bikeshare Feed Specification)での情報提供が一部の地域やサービスで実施されている。
- ▶ 実施地域では各種経路検索サービスにてシェアサイクルと公共交通を組合せた情報表示がされている。

■ GBFSの例



公共交通オープンデータ協議会サイトからダウンロード可能

ポートの位置、名称など("station_information.json")

ID	Name	Value.lat	Value.lon	Value.name	Value.address	Value.stations_id	Value.rental_url	Value.parking_bikep	Value.parking_type	Value.contact_phone	Value.is_charging_station	Value.vehicle_type_capacity
1	stations	35.70722	139.77287	東京都オープンデータセンター	東京都中央区本町3-1-1	37	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	TRUE	(Record)
2	stations	35.844772	139.696710	【システム】ヘルムスタジアム自転車ポート	東京都中央区本町3-1-1	38	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	TRUE	(Record)
3	stations	35.890888	139.730851	イオンモール東船場(船場)	埼玉県さいたま市東区東船場150-1	40	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
4	stations	35.892294	139.730799	イオンモール東船場(東)	埼玉県さいたま市東区東船場150-1	39	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
5	stations	35.899651	139.731836	東船場駅前	埼玉県さいたま市東区東船場150-1	41	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
6	stations	35.854215	139.797054	seesaw	東京都中央区本町4-2	75	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
7	stations	35.861758	139.762629	デザインシティ東船場	東京都中央区本町4-2	76	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
8	stations	35.784778	139.64662	デザインシティ東船場	東京都中央区本町4-2	77	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
9	stations	35.797915	139.737392	デザインシティ東船場	東京都中央区本町4-2	79	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
10	stations	35.700677	139.772726	デザインシティ東船場	東京都中央区本町4-2	81	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
11	stations	35.784609	139.544622	サカスガポト大倉庫	東京都中央区本町4-2	110	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
12	stations	35.636221	139.588661	マックスポト 船場見沼	東京都中央区本町4-2	112	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
13	stations	35.620862	139.630771	マックスポト 船場見沼	東京都中央区本町4-2	118	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
14	stations	35.70339	139.561977	【システム】見沼	東京都中央区本町4-2	142	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	TRUE	(Record)
15	stations	34.999113	137.199799	リッパ	茨城県南茨城郡大洗町4丁目7-1東海	162	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)
17	stations	34.974211	137.172006	東海本町	茨城県南茨城郡大洗町4丁目7-1東海	163	(Record)	FALSE	street_parking	+810503823882	FALSE	(Record)

ポートのリアルタイム駐輪・貸出可能台数・開設状況("station_status.json")

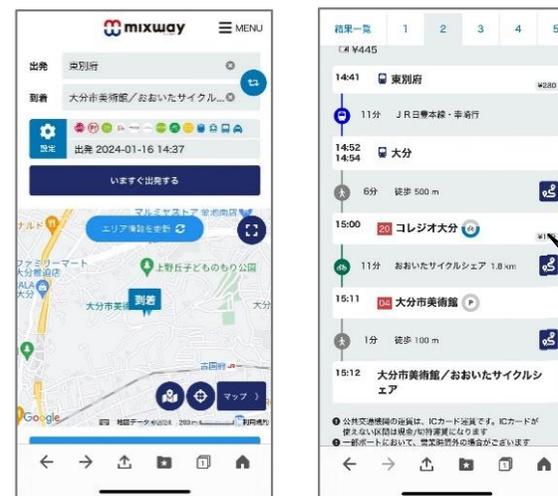
ID	Column1_is_available	Column1_station_id	Column1_is_installed	Column1_is_returning	Column1_list_reported	Column1_num_bikes_available	Column1_num_decks_available	Column1_vehicle_types_available
1	TRUE	17	TRUE	TRUE	1704932102	0	8 (List)	(List)
2	TRUE	28	TRUE	TRUE	1704932102	0	6 (List)	(List)
4	TRUE	39	TRUE	TRUE	1704932102	0	5 (List)	(List)
5	TRUE	40	TRUE	TRUE	1704932102	3	4 (List)	(List)
6	TRUE	41	TRUE	TRUE	1704932102	3	2 (List)	(List)
7	TRUE	75	TRUE	TRUE	1704932102	7	5 (List)	(List)
8	TRUE	76	TRUE	TRUE	1704932102	1	2 (List)	(List)
9	TRUE	77	TRUE	FALSE	1704932102	0	1 (List)	(List)
10	TRUE	79	TRUE	TRUE	1704932102	1	1 (List)	(List)
11	TRUE	81	TRUE	FALSE	1704932102	3	0 (List)	(List)
13	TRUE	118	TRUE	TRUE	1704932102	6	4 (List)	(List)
15	TRUE	142	TRUE	TRUE	1704932102	0	0 (List)	(List)
16	TRUE	142	TRUE	TRUE	1704932102	3	3 (List)	(List)
17	TRUE	163	TRUE	TRUE	1704932102	11	0 (List)	(List)
18	TRUE	164	TRUE	TRUE	1704932102	1	1 (List)	(List)
19	TRUE	182	TRUE	FALSE	1704932102	1	0 (List)	(List)
20	TRUE	184	TRUE	FALSE	1704932102	3	0 (List)	(List)
21	TRUE	189	TRUE	TRUE	1704932102	0	0 (List)	(List)
22	TRUE	188	TRUE	FALSE	1704932102	5	0 (List)	(List)
23	TRUE	189	TRUE	TRUE	1704932102	2	2 (List)	(List)
24	TRUE	191	TRUE	TRUE	1704932102	0	6 (List)	(List)

※Jsonファイルをエクセルにより可視化したもの

■ 経路検索サービスでの表示例



表示例(Googleマップ)



表示例(mixway)

貸出ポートの貸出可能台数を表示

公共交通とシェアサイクルを組み合わせた検索

貸出ポートの貸出可能状況を表示

(3) 公共交通機関との連携

- MaaSアプリへのシェアサイクルの組み込みにより、鉄道・バスやタクシー、シェアサイクルなど複数の交通手段のスムーズな利用が可能である。
- 公共交通一日券の購入とシェアサイクルサービスの利用が一つのアプリ登録で可能となるサービスや、交通系ICカードの登録による解錠が可能となるサービスもある。

■MaaSアプリ「My Route」

MaaSアプリ上の地図画面またはチケット画面から予約ボタンを押すことでシェアサイクルサービスのサイトに移動できる。

公共交通も時刻データ検索や乗車券購入が可能

チャリチャリ

貸出料金 (9分税込) 0円
返却料金 (1分税込) 0円

サービス詳細

チャリチャリ

チャリチャリ ページ66円/分

予約に切り替え

カーシェアやデマンドバス、タクシーなどと同じ画面で予約できる

画像: My Routeアプリ画面

■MaaSアプリ「Ringo Pass」

アプリのアカウント登録時に決済用クレジットカードと解錠に用いる交通系ICカードを登録。ハローサイクリングとドコモバイクシェアのサービスが1つのアプリで利用可能

貸出画面

返却画面

画像: RingoPassアプリ画面

■MaaSアプリ「EMot」

タブ選択で公共交通チケットの購入、複数のシェアサイクルの予約(公式サイトリンク)、公共交通・シェアサイクルを組み合わせたルート検索(mixway)が可能。

デジタル江の島・鎌倉フリーバス
おとな: 810円～1,030円
こども: 410円～430円
おとな: 800円 こども: 400円

江ノ島1日乗車券「のりおりくん」デジタル券
おとな: 800円 こども: 400円

えのすい小田急セット券
大人: 3,340円～ 高校生: 1,650円～ 中学生: 1,230円～ 小学生: 1,120円

江ノ島シーキャンダルセット券 (小田急乗車券)
おとな: 880円 こども: 450円

江ノ島シーキャンダルセット券
大人: 700円～1,100円
小学生: 350円～650円

えのすいえのすいエリアバスポート
大人: 3,100円～ 高校生: 1,460円～ 中学生: 1,080円～ 小学生: 1,460円～

江ノ島バスでのりおりくん (江ノ島バス1日乗車券)
おとな: 600円 こども: 300円

貸出可能数: 余裕あり
返却可能数: 返却不可

画像: EMotアプリ画面

(4) 公共交通等モビリティの相互連携

- ▶ 静岡市大谷地区では、地域公共交通サービスの維持・改善ができる体制の構築を目指し、産学官民連携により公共交通の利用実態や先行事例を情報共有するとともに、地域住民を対象にシェアサイクルの体験乗車会等を実施し、地域公共交通の維持・改善の啓発を行う等、産学官民連携の取組を進めている。
- ▶ また、プロジェクトに合わせて地域内にシェアサイクルのポートを設置し利用機会の創出を図っている。

静岡市大谷地区モビリティサービス共創プロジェクト(静岡市駿河区)

事業実施主体

【共創プラットフォーム】
静岡市大谷地区モビリティサービス共創プロジェクト
【事業主体】一般社団法人 静岡TaaS
【構成員】静岡市 大谷・小鹿地区まちづくり検討会議
株式会社 TOKAIケーブルネットワーク
株式会社 駿河交通
国立大学法人 東海国立大学機構名古屋大学
株式会社 日建設計総合研究所

地域課題

市街化調整区域のまちづくり検討がなされているが、同時に丘陵地を切り開いた駿河台団地などの住民の高齢化対策、静岡大学の学生活動支援も重要であり、多様な関係者による地域公共交通の利用促進とサービス共創が求められている。

実証事業の内容

学生から子育て世代、高齢者までの多様な移動ニーズを整理し、“自分ゴト”として地域公共交通サービスの維持・改善ができる体制(モビリティデザイン・センター)の構築を目指して、公共交通サービスの利用実態や先行事例を情報共有し、体験乗車会(イベント企画)を共に行うことで、地域で公共交通サービスの利用促進活動ができる人材育成活動を行う。

今後の展開

本年度に企画予定の実証実験を来年度に実施し、交通事業者が事業化の判断を行う。モビリティデザイン・センター設立に関しては、学生活動や実証実験に合わせて継続的に議論を行い、自治体や交通事業者との連携方法を精査する。

事業実施地域・手順

静岡市駿河区大谷地区

- 1 企画調整・準備**
 - 公共交通サービスの既存データ、地区活動の整理
 - 利用促進(MM)資料作成
- 2 情報共有(移動ニーズ把握)・体験乗車会の企画**
 - 他都市・他地区の事例紹介
 - 利用促進(MM)資料の理解
 - 路線バス、AIオンデマンド交通(タクシー)、シェアサイクルの体験乗車企画
- 3 これから取り組めることの整理**
 - 体験乗車会の反省
 - 利用促進策やデータ分析の検討、MaaS実証実験企画
- 4 体制構築に向け本年度の取組み整理**
 - データ整理・情報提供→利用促進策(イベント)検討
 - 反省の手順整理

事業スケジュール

手順	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①	→						
② 自治会向け			→				
学生向け			→				
③				→			
④						→	



写真: Pulcleホームページ
設置されたポート

(5) 新たな展開を進めている地域(石川県金沢市、埼玉県さいたま市)

- ▶ 公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となる「モビリティハブ」の整備事例が増えてきている。
- ▶ さいたま市では、シェア型マルチモビリティステーションとして、モビリティハブの設置を進めている。
- ▶ 金沢市では、交通結節点の整備・充実の取組として、モビリティハブを第3次交通戦略に位置付け、整備を推進することとしている。

埼玉県さいたま市

<シェア型マルチモビリティステーション>



さいたま新都心バスターミナル（さいたま市大宮区）

出典：さいたま市

石川県金沢市

<第3次金沢交通戦略>

第3次金沢交通戦略が目指す姿

- 【基本的な考え方】
- 歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり
- 交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり



出典：第3次金沢交通戦略(令和5年3月策定)

(6) ポートの設置方法の紹介～都市再生特別措置法に基づく占用特例の活用～

- ▶ ポート設置位置等を明示した都市再生整備計画案を策定し、公共施設管理者協議を経て、HPへの掲載等により公表することにより、公共施設におけるサイクルポートの占用特例が活用できる。

道路の占用特例

平成23年 都市再生特別措置法改正

○サイクルポート等について、一定の条件の下で、道路占用許可の特例として、無余地性の基準が緩和できる。

特例の対象施設

都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資する次の施設等であって、施設等の設置に伴い必要となる道路交通環境の維持及び向上を図るための措置が併せて講じられているもの。(都市再生法46条10項、同施行令16条)

- ① 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすもの。例えば、オープンカフェ、キオスク、案内所、休憩所などが想定されます。
※食事施設・購買施設等は、今回新たに占用許可の対象になりました。(道路法施行令第7条第6号)
- ③ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

※①～③以外のベンチ、花壇、街灯等の施設については、従来どおり無余地性の基準が適用されますが、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請することは可能です。



都市公園の占用特例

平成28年 都市再生特別措置法改正

○賑わいの創出に寄与する施設(観光案内所、サイクルポート等)を都市公園の占用許可対象に追加



都市公園への
サイクルポート設置 (イメージ)

■ 占用特例の活用都市 (令和5年3月時点)

- 道 路・・・山形市、高崎市、中野区、国立市、名古屋市、神戸市、姫路市、岡山市、宮崎市、南九州市等
- 都市公園・・・山形市、江東区、大田区、荒川区、川崎市、海老名市、豊中市、池田市、姫路市、尼崎市、福岡市、宮崎市、中城村 等

(7) 都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国都公景第93号
令和4年12月9日

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて

「令和4年の地方分権改革に関する提案募集」において、都市公園法上の公園施設にシェアサイクルポートが含まれている旨を明確化することについて提案があったことを踏まえ、シェアサイクルポートに関する都市公園法の運用上の考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

都市公園法施行令第5条第6項に規定する駐車場には、自転車駐車場も含まれる。自転車を賃貸する事業の用に供されるシェアサイクルポートは自転車駐車場の一形態であることから、同項に規定する駐車場に包含されるものであり、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば、都市公園の効用を全うする施設として認められ、都市公園法第2条第2項第7号の便益施設として公園施設に該当すると解して差し支えない。なお、「コミュニティサイクル」、「レンタサイクル」等の他の名称で自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場についても同様である。

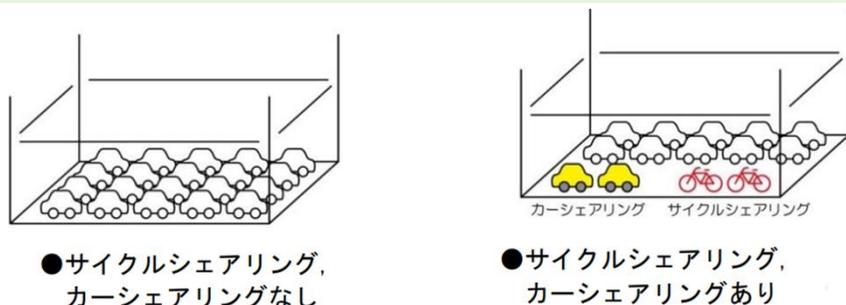
2. シェアサイクルに関する最近の動向

(8) 駐車場へのシェアサイクル導入に伴い、駐車場附置義務を緩和している事例

➤ シェアサイクルやカーシェアリング導入による駐車需要の軽減・公共交通利用促進、環境負荷低減等の効果に着目して、駐車場の附置義務の緩和によるインセンティブを設けている場合もある。
 ※神戸市事例は「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」においても紹介

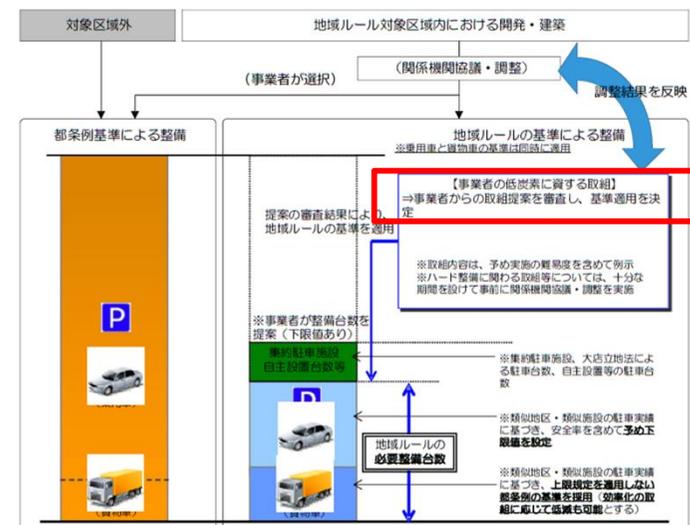
■附置義務条例による取組（兵庫県神戸市）

・ポート（自転車）やステーション（自動車）を駐車場内に設置し、自動車・自転車を複数の人で共有することで自動車利用台数（駐車施設の需要）が軽減される。



公共交通利用促進措置	緩和率
a. 従業員のマイカー通勤の規制	20分の1 (5%)
b. サイクルシェアリングの導入	20分の1 (5%)
c. 駅やバス停から建物までの分かりやすいマップの表示・冊子配布	20分の1 (5%)
d. 公共交通利用者への割引サービスや特典の付与	20分の1 (5%)
e. 建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子配布	20分の1 (5%)
f. 鉄道駅への地下通路等の接続	10分の1 (10%)
g. 公共交通利用者への運賃の補助	10分の1 (10%)
h. カーシェアリングの導入	10分の1 (10%)
i. 公共交通利用者への商品配送サービス	10分の1 (10%)
j. 駅やバス停からの送迎バスの実施	10分の1 (10%)

■地域ルールにおける取組（東京都港区）



【低炭素化に資する取組の内容(例)】

項目	ソフト対策	ハード整備
■公共交通機関の利用促進	●公共交通利用者への商品割引サービスや特典の付与、運賃の補助 ●公共交通利用促進についての広報の実施 ●駅やバス停までのマップ表示・冊子配布 ●商品配送サービスの実施 など	○バス停の整備・改築 ○公共交通機関へつながる歩行者ネットワーク整備 ○公共交通インフラの整備 ○交通広場の整備 など
■自動車による環境負荷の抑制	●従業員等への自動車通勤の禁止 ●共同集配の実施 ●貨物車の低公害車利用 など	○EV充電器、水素ステーション設置 ○クリーンエネルギー自動車の普及促進策 ○地域共同荷捌き施設の整備 ○カーシェアリングの導入 など
■地区内移動の支援	●手荷物預かりサービスの実施 ●地域交通（バス等）による周辺地域、鉄道駅への送迎 ●地区内の徒歩移動を支援する交通モードの導入 など	○快適な歩行環境整備（ネットワーク整備） ○自転車走行空間整備（ネットワーク整備） ○交通広場の整備 ○地下車路による駐車場ネットワーク整備 ○自転車シェアリングポートの整備 など
■その他	※事業者からの提案に基づき、適宜追加	

出典：神戸市「公共交通利用促進措置による附置義務台数の緩和（条例第9条の2関連）」

出典：港区駐車場地域ルールについて

1. シェアサイクルの取組動向

2. シェアサイクルに関する最近の動向

3. シェアサイクルに関する支援制度

3. シェアサイクルに関する支援制度

(1) まちなかウォークブル推進事業 等

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課 他】

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】
道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防犯施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、**エリア価値向上整備事業**、計画策定支援事業* 等
*都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
 - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



3. シェアサイクルに関する支援制度

(1) まちなかウォーカーブル推進事業 等

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課 他】

※エリア価値向上整備事業はまちなかウォーカーブル推進事業を含む都市再生整備計画関連事業で実施可能

基幹事業：エリア価値向上整備事業

官民連携により既存の都市のインフラ又は施設を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているものを支援。

都市再生整備計画に
整備・維持管理を含めた官民の費用負担及び役割分担を位置付け

エリア価値向上整備事業

官民連携により既存ストックを活用し、公共公益施設の利便性向上、及び都市再生整備計画内のエリア価値向上に資する事業

既存ストックを活用した
・地域生活基盤施設の整備
・高質空間形成施設の整備
・既存建造物活用事業



青空駐車場を
広場へ転換

情報化基盤施設の整備
(センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等)



混雑状況を把握するための
カメラの設置

都市再生整備計画の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入



シェアモビリティの
導入

情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備



混雑情報・防災情報等まちの
情報のリアルタイム発信

社会実験の実施
社会実験の一環として実施するコーディネート等



空き地を暫定利用した広場化の
社会実験

公共公益施設の整備と
一体である必要はない

主として
都市再生整備計画区域
において提供されるもの

提供される情報が主として
都市再生整備計画区域
に関係するもの

公共公益施設を含めた区
域で実施されるもの

3. シェアサイクルに関する支援制度

(2) 都市・地域交通戦略推進事業

【所管 国土交通省都市局街路交通施設課】

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援

- 補助対象者※1：地方公共団体、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
 - ※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む）も事業実施可能
 - ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、地区交通戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業、脱炭素先行地域において実施する事業）



※3 インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援可能

※4 情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設、サービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のための基盤整備等

(2) 都市・地域交通戦略推進事業 (R5拡充内容)

- 多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）の充実を図るため、日常生活を支える地域生活拠点において、必要な都市機能・公共公益施設の誘導・整備、アクセス性の向上、ゆとりとにぎわいのあるウォークブル空間の形成を推進。

都市・地域交通戦略推進事業の拡充内容

○モビリティサービスの充実への支援

①新たなモビリティの普及への対応

- ・シェアサイクル設備の整備を単体で実施する場合は、事業費要件（100百万円以上）を撤廃。
- ・シェアリングポート等を含めた自転車駐車をエリア全体で一体的に整備する場合は、台数要件（200台以上）を撤廃。

②誰もがアクセスしやすい交通環境の整備

- ・バリアフリー交通施設整備を単体で実施する場合は、事業費要件（50百万円以上）を撤廃。

③駅まち空間の再構築

- ・都市経営の向上に資する駅舎の地域拠点施設への改修や減築等を支援対象に追加。
- ・地区交通戦略の策定要件のKPIについて、駅まち空間の再構築の考え方を踏まえた指標を追加。

〈地域生活拠点（イメージ）〉

※支援対象は主なもの



シェアサイクルの整備
(岡山県岡山市)



改築した駅舎に地域交流施設や観光案内所を併設

(3) まちなかウォーカーブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業 (R6拡充内容)

■ モビリティハブ整備の支援

○多様なライフスタイルを支える人間中心のまちづくりの実現に向けて、地域公共交通と連携しつつ、近隣の生活圏内における移動サービスの質の向上を図るため、公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティの結節の拠点となる「モビリティハブ」の整備を支援する。

【拡充内容：都市・地域交通戦略推進事業】

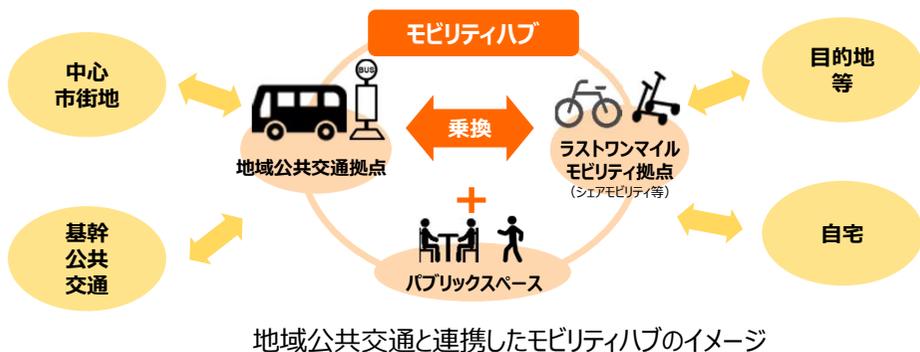
「シェアサイクル設備の整備」を「シェアモビリティ設備の整備」に改め、以下を支援対象とする。

○シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用。

【拡充内容：まちなかウォーカーブル推進事業】

基幹事業「滞在環境整備事業」の補助対象として以下を追加する。

○シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用。



▼モビリティハブの事例



さいたま市大宮ぷらっと



東急田園都市線駒澤大学駅

